

第8回山口県本人確認情報保護審議会 議事録

1 日 時 平成22年3月26日金曜日 13:30から15:30まで

2 場 所 山口県庁12階 地域振興部2号会議室

3 出席者

(委員) 高村会長、木村委員、杉山委員、三島委員、松野委員
(事務局) 小田地域振興部長、木村市町課長 他4名

4 議事次第

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について
- (2) 住民基本台帳法の一部改正について
- (3) 本人確認情報の独自利用の検討について

5 配付資料

- 資料1 住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について
資料2 住民基本台帳法の一部改正について
資料3 本人確認情報の独自利用の検討について
その他

6 会議録

【事務局】

(開催及び審議会成立の報告)

【地域振興部長】

山口県本人確認情報保護審議会の開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素から県政の推進に御理解と御協力を頂いておりますことに対し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、皆様大変お忙しい年度末という時期にも関わらず、御出席を頂きましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステムは、平成14年に稼働を始めて7年半を経過したところでございますが、この間大きなトラブルもなく、順調に稼働しております。ただ、住基ネットにつきましては、最近若干動きが出てきております。既に委員の皆様には御案内のとおり、新政権におきましては、共通番号制度の導入について、住基ネットの住民票コードを共通番号とする案も含めて、検討中でございます。

この共通番号制度につきまして、住基ネットの住民票コードを活用するという結論となれば、大きな影響を与えると予想されますが、今後の検討結果いかに関わらず、住基ネットについては、セキュリティの確保ということが一番大事だろうと考えております。県民の皆様の信頼に応えていくためにも、引き続きセキュリティ対策につきまして、

十分念を入れて、注意していかなければならないと考えております。

さて、国による住基ネットの利用の一例として、社会保険庁による年金の現況確認に活用されておりまして、平成20年度の全国の利用全数は全国で約1億1千万件ということで、前年度の19年度に比べまして、約1100万件の増となっております。都道府県条例による本人確認情報の独自利用は、既に31都県において始まっているという状況にありまして、当然ながら、本県といたしましても、利用促進に関して努力を続けてきております。

平成18年度の本審議会での御承認を頂きまして、平成19年3月に「本人確認情報を利用することができる事務を定める条例」を施行し、県事務における利用拡大を図って参りました。その後も、本審議会の皆様方の御意見を頂きながら、県として利用可能な事務は2年間にわたってかなりの事務を追加してきており、一応一定の所まで到達したものであると思っております。

そういう状況で、昨年度の審議会での御意見も踏まえまして、後ほど事務局の方からご説明申し上げますけれども、今年度の新しい方向からの検討の状況について、説明させていただこうと思っております。

本日はセキュリティ対策を含めた住基ネットの施行状況、住民基本台帳法の一部改正、本人確認情報の独自利用についての検討状況について、報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(地域振興部長 他の公務のため退席)

【事務局】

それではただ今より議事に入らせていただきます。今後の議事進行につきましては、高村会長さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【会長】

皆さんお疲れ様でございます。

今日の議事は、3つとなっておりますけれども、一番大事なのは3つ目という話でございまして、県の方では更に充実した取組ということで新たな独自利用を検討されておられます。検討状況は現在中間点でございますので、その結果を踏まえまして、各委員さんから意見をたまわりたい、ということなので。今日は議事の3がメインとなりますので、よろしくお願ひします。

順番で議事の1から説明をお願いしましょう。

<議事1：住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について>

- ・事務局から資料に沿って説明

【会長】

御質問あれば、どうぞ。

がん登録の住基ネット利用は難しいところもあるんだよね。内容が内容だからね。

【松野委員】

ちょっと前のことで忘れたんだけど、例の兵庫県の独自利用は、住基ネットを使って所在不明の人の住所を確認すると。そういう結核とかがんとか、そういう病気の情報を県が持っているということですか。

【事務局】

まず、結核患者さんに関するものですが、感染症法によりまして県の方に情報が回ってくるようになっております。肝炎患者さんについては、県の方で直接情報は持っておりませんので、兵庫県では、産科等で感染した疑いがあるという情報を収集されて、気を付けてください、感染の疑いがありますよという主旨の通知をされると聞いております。

がんについては、兵庫県内の医療機関でがんの診断がありましたら、その情報をがん登録委託事業者のセンターへデータとして蓄積するようになっております。そのデータにつきまして、県外転出や死亡といったデータを整理する目的で使おうということで、兵庫県は住基ネットを利用できる条例を制定されております。

【松野委員】

がんの場合、本人が登録するということですかね。がんを診断された方の情報が医療機関を通じて県の方にも入るとのことですかね。

【事務局】

医療機関から県が直接頂いているという話ではないと聞いております。兵庫県で考えておられたのは、センターで集約したデータを県の方が頂いて、それを住基ネットで検索をかけて、県内におられる方とおられない方を区別するということです。

【松野委員】

がん患者さんが診察のために医療機関にかかれば、当然、その情報はカルテに記録されていますよね。その情報がセンターに登録されていることを、どこまで患者さん本人は認識されておられるか、というのが気になったんですが、どうでしょうか。住基ネットで検索されるということまで、つまり自分の情報が使われて検索されるということは認識されているのかどうか、まあ、簡単に言うと、勝手に情報が使われてしまっているのではないかと懸念。

【事務局】

これは、兵庫県ががん登録事業というものを独自にやっておられて、ご指摘のような承諾はもちろん取り、勝手に使っているということは、当然ながらないはずとっております。これは個人情報の保護については、どこの都道府県にも個人情報保護条例がありますので、県の事業として実施するからには、その規程に沿って何らかの手続きをやっておられるのではないかと考えております。また県が直接事業を実施するのではなく、

そのセンターに対してその事業の実際の運営を委託しているということで聞いております。

登録に際しては確か、別の登録票を書くという手続きがあつて、カルテが直接センターへ行くというものではないと聞いたように記憶しております。

【会長】

本人の微妙なことだからね。

【松野委員】

あと2つ質問します。

6ページの「5 セキュリティ確保対策（2）セキュリティチェックリストによる自己点検」、これは市町の話ですが、最近、新聞で見た「県としてYSNを持っておくのはやめて、例えば他の民間の方に引き継ぐ」というような話については、いつの議会のことでしたか。

【市町課長】

今回の3月議会ですね。

【松野委員】

新聞で見た話で、これが問題になることはないと思うのですが、今、県の住基ネットシステムでもYSN使ってますよね。住基ネットシステムを民間事業者のネットワークに移行とか計画というのは、YSNがどうなるかはっきりしないと立てようがない、ということですよ。

【市町課長】

これから検討するという状況です。

【事務局】

御案内のように、所管は市町課ではないのですが、YSNの所管課では、そのような検討を今からしていくということで聞いております。当然、ご指摘のように影響を受けるので、今後どのような影響を受けるか、セキュリティ確保をどのようにするか、これからの課題ということで検討するということです。

【松野委員】

今までは県の自前のネットワークだったから、セキュリティは大丈夫だろうと思われたけど、今度は民間業者のネットワークを使うことになるということになりますね。

【市町課長】

現在、他県でも、自前のネットワーク以外で住基ネットを運用している団体はありまして、全国センターのネットワークを委託で利用しているという団体もごございます。コ

スト面と安全面を含めて、よく検証していかなければならないと考えております。

【松野委員】

民間のネットワークとのセキュリティの差、というものはないと思うのだけれど。

もう一つ、6ページが一番下のところ、気になったんだけど、「平成21年度では合併に伴い、監査未受検団体はなく、休止した」って書いてあるところ。これは要するにどこかの町とか村かもしれないけど、合併して、市とか町とかになったから、それで監査を受けなくても良くなったという話ですかね。

【事務局】

監査を受けなくて良くなったというよりは、合併後の団体で既に監査を受けていただいているからということです。

【松野委員】

県実施の監査は休止したと書いてますよね。例えば、ある町はどこかの市と合併して市になりました、町のままだったら監査を受けなければいけなかったのに、その市の方は既に監査を受けていて、町は消滅したから監査を受けなくても良くなったという話かと思ったんですけどね。

【事務局】

例えば阿東町が監査を受検していなかったとしたときに、このたびのように山口市と合併した場合、阿東町のメインのシステムはなくなって、山口市のものがメインになっておりまして、山口市の本庁に置いてあるシステムについては、既に監査を実施しております。そういう意味では、旧阿東町の役場に行って、そこを監査する必要はないということです。

一応、各市町の本庁舎のシステムについては、既に1回は国又は県の監査を受けておりますので、要綱の有無等基本的な事項は一応監査済みと判断しております。

ですから、今後は職員の意識付けや研修の方に重点を置いていくということをごここに書かせていただいております。

【松野委員】

どこの町でもいいんですけど、監査を受けるというのはコンピューターのシステムだけではなく、システムを使っている人も受けるんですよ。こういうシステムというのは、行政の単位が広がったってということと、安全性ということとはあまり関係がなくて、そこに勤めている人がセキュリティ意識をちゃんと持っているかどうかという問題だと。

そういうことなので、合併してそこが町が市になったからといって、監査を受けて意識を高めなくてもよいという話にはならないんじゃないかと。

【事務局】

ご説明の申し上げ方が悪かったのですが、現地でシステムそのものの状況、物理的に見るということと、そこに携わる職員の意識ということ、監査には色々ございます。今申し上げましたのは、現地でシステムの状況を実際に見る監査ということについては、メインのシステムがある本庁については国又は県の監査をやりましたということです。

ご指摘のありました意識付けにつきましては、研修でのフォローを引き続きやっていきたいということです。監査を何度もやってきているということもあるんですけど、今後は意識付けの方、研修を繰り返しやっていきますという、こういう趣旨でございます。

【松野委員】

合併による弊害というのものないとも言えないので、できるだけないようにして。

【事務局】

後は市町の皆さんよろしくという意味ではございませんので。

【会長】

じゃあ、その監査が一回りして効果があったからしばらくやめると、そういう発想は本来はおかしいんだよね。やっぱり監査をやって緊張感を保つわけだから、安心しちゃって、心配りが足りないことがないようにね、しっかり目を光らせないとね。

【木村委員】

下関市も合併をしまして、4町が下関市に入りました。それで先ほど話にありましたとおり、別々に町が持っていましたシステムを、本庁の方に統括して運営しております。市民サービス課の方が監査を受けておまして、また、自己点検というものが毎年ありますので、監査項目にしたがってそれができているかどうかということでチェックをしております。

例えばパスワードの定期的な変更について監査で指摘を受けていたわけですが、本庁の方から、今システムを置いてある全てのところに必ず本庁の責任として全て行き渡るように、そこの職員の研修ということも含めて、本庁の責任としてやっているという状況です。合併前、各町でどうだったか分かりませんが、うちと一緒になったときには、本庁の意識とそのまま同じという仕組みにはなっております。ですから、パスワードの変更ということであれば、全ての職場を回ってということで、徹底しております。

【会長】

大丈夫と。どうぞ、他に御意見は。

【三島委員】

宇部と周防大島は、監査法人トーマツから減点というのほどこが指摘されたんですか。

【事務局】

指摘はいずれも規程の中に記述がなかったというようなことで、実際の運用上では問題はないものです。監査法人がチェックする上で、我々でも見せてもらえない独自のチェック項目というものを持っておられますので、そこに照らし合わせたときに、そうした規程漏れというものが指摘されております。

【三島委員】

技術的な関係では、指摘はなかったわけね。

【事務局】

そうです。

【会長】

他によろしいですか。

では、議事2に行きますか。

<議事2：住民基本台帳法の一部改正について>

- ・事務局から資料に沿って説明

【会長】

ありがとうございました。

御質問ございますか。

【三島委員】

意見ではなく、確認ということと言わせてください。

外国人住民の住民票作成について、作成する対象者が、在留カード交付対象者ということですが、これは具体的にビザでいうと観光ビザで入っている人は対象外ということによろしいでしょうか。

【事務局】

観光の方はもちろん除かれるのですが、3ヶ月以下の在留許可が決定された者ですか、短期滞在資格の者は除かれるということにされております。

【三島委員】

どちらかという、期間の問題なんですかね。

【事務局】

改正後の入管法に掲げられているものということになります。

【三島委員】

極めて個人的な関心でお聞きしているんで、恐縮なんですけど、留学生あたりを想定して、どうなのかということの確認のため。

【会長】

留学生の方は、具体的に入ってくるということになると。

【事務局】

3ヶ月を超えて入国が認められる方となりますので、こういう方については対象となるということです。言い換えれば、法の除外規定の対象にならないということです。

3ヶ月以内の短期滞在、外交公用の方は除く、ということで、ほぼ間違いのないと思いますが、これに該当しなければ、対象になるということです。

【松野委員】

11ページ、外国人登録法は、住基法と新入管制度に統合されるということは、長期滞在外国人は住基ネットへの登録は必要になっているということですかね。義務付けられると理解して良いのですか。

【事務局】

このような形で統合されるということは、住基ネットの対象となるということです。

【松野委員】

分かりやすく言うと、管理されるということね。

【市町課長】

全員、住民票の対象にもなる、ということです。

【木村委員】

資料の中では、法定受託事務が統合されてなくなるような書き方なので、誤解されるところかなと思って申し上げますが、法定受託事務は一部残るということです。

つまり、市町村の方から法務大臣に対して、この外国人の住所が変わりましたよという報告の義務が残ります。また、これまで外国人登録法で管理していたものが、住民票を作ることになりますので、住民は住基ネットの対象となります。ただ、この施行後更に1年以内に対象となるということになっております。

【三島委員】

理解いたしました。ありがとうございました。

【会長】

よろしいですか。

では、今日の最大のテーマである、議事3に移りましょう。よろしくお願いします。

<議事3：本人確認情報の独自利用の検討について>

- ・事務局から資料に沿って説明

【会長】

ありがとうございました。

これ、木村さん、感想とかどうでしょう。

【木村委員】

はい、実際、この調査も下関市の方にも来ておまして、それを見た限りでは結局県内しか分からないということですね。

ですから、下関市から広島県に転出された方は確認ができない、条例上できないということですので、県外に行ったことすら分からないというわけでなかなか難しいということ。

それから、コストパフォーマンスも大事なところなんですけれど、結局端末をどこに設置して誰が検索するのという話ですね。下関市でも、市内の住民を検索できる、普通の住基の端末は市民サービス課だけでなく、福祉の部門にも置いてあります。もちろんマスクがかかっておまして、本籍であるとか続柄というものは他の部門では見られないようになっております。そういう事務のやり方をしておりますが、外部の方からは、本籍とかが見られるようになってはと、誤解されていることもあります。

住基ネットの端末も別にあるのですけれども、これはもちろん市民サービス課しかございませんし、台数も少ないですし、これを触る人間は、本当に限られております。

今やっている事務、転入とかに関しては市が触りませんし、あと広域交付しか触りませんので、まず、セキュリティが保たれて、誰がいつ何をしたということがほとんど分かるようになっております。

けれども、ばらばらに使って、例えばよその課に置くと。結局置くとすればよその課に置くということになると思うんですけれども、セキュリティが保たれるかというところが、意識の差というものがあるかと思しますので、今の普通の住基の端末と違ってマスクがかけられないと思うので、なかなか難しいのかな。

では、操作を市民サービス課がするのかということ、それはもう、全然違うよねということになるので、正直あまり現実的でないと思っております。

ただ、県は本庁以外にも端末を置いておりますよね。だから、セキュリティを確保されておられるわけですよね。だから、県にできて市にできないのか、というところもあるんですけれども。他県の実績を見ても、少ないですよね。だから、コストパフォーマンスはないのかなと。

【会長】

率直な意見で。例えば、この先行県での課題で、市町と利用に関する合意形成を欠いていたということだから、下関の意見を県は反映しているのですか。

【事務局】

他の市町からも、担当者レベルではありますが、現実味がない事務もあるだろうという意見は、お伺いしております。

【松野委員】

公用請求に関しては、14ページを見る限り、利用できる事務はかなり多いのは多いんですよね。15ページのメリットのところにあるように、そういうものがあるのも間違いがないんですよね。

けども、セキュリティの問題があるわけですよね。今のお話を聞いていると、端末を新たに置かなければならないということですよね。それと、誰がそれを担当するのかということも、また決めないといけない。

【事務局】

実務的には、既に住基ネット用の端末がありますので、一応、今あるその端末を使ってそのまま各市町が検索するということはできますが、場合によって端末機を別に置かなければならないことも考えられます。

【木村委員】

だから、どこに置くんですかということになるんです。

【会長】

市民サービス課がその仕事をするわけじゃないからということですね。

【市町課長】

県の場合も、直接件数が多いところはコスト面等考慮しまして設置するという考え方があります。例えば、税金関係は件数が多いので、各県税事務所に端末を設置しております。あとは、少ない件数であれば、本庁の場合、原則として市町課に来ていただいて利用するという取扱いです。公用請求は、税金の関係の件数が多いので、まずその辺を検討してはどうかということはおっしゃっております。

【木村委員】

県は県内を相手に仕事されておられますので、とても意味があると思うんですが、市は基本的に市内を相手に仕事しておりますので、住基ネットはいらなわけなんですよね。それで、住基ネットほしいなというときは、何かというと先ほど申しましたように、市外に出た方なんですよね。ですから立場が違ふと。

例えば、下関市から宇部市に転出されたということは、住基の端末で分かるんです。宇部市から、もし次に萩市に転出されたらそれは分からないんです。でも、住基ネットなら萩市に転出されたということは分かる、住基ネットはそれだけのメリットなんです。ただし、宇部市から東京都に転出したということなら、これはもう住基ネット

でもだめだということなので、なかなかメリットが。県にとってはメリットがあるんでしょうけど、市にとってはテリトリーが違いますので。

【会長】

本当に難しい問題が多くあるという印象ですね。

【事務局】

山口県内の市町に関して実態を十分把握できてはおりませんが、ただ、14ページに書いております利用事務の状況は、各市町に大雑把にお聞きしたのですが、この数字は各市町が県内他市町に請求された件数を出していただいております。この調査上、県外に請求された件数は除いておりますので、概数ではありますけれども、各市町と連絡を密にしてやれば、それぐらいの利用件数はあるのではと考えております。

特に公用請求につきましてはある程度の件数はあるということで、今後は利便性やコストパフォーマンスはどうなのか、ということが、まだまだこれからの検討課題です。ただし、先生方に申し上げるのも僭越ですが、住基ネットというものができた趣旨からすれば、行政の効率化等の観点から、なるべく利用できる事務につきましては利用し、不要な情報を収集することもないという論理的なメリットもありますので、その状況も考慮しながら検討させていただこうと思っております。

【木村委員】

ここの件数というのは、県内の市町の件数を合わせたものということでよいのですよね。だから、利用するかしないかということではなくて、下関市だけで350件ということではないということですよ。

【市町課長】

そうです。県内の総数ということです。

【松野委員】

住民基本台帳ということで住基ネットだから、市町村が一番の単位ということなんですかね。で、萩に行ったのは分かるということならば、情報の流通する単位は、県単位になっているということなんですよね。

【事務局】

県条例を制定することで、その県内の本人確認情報を県サーバに対して照会することができるということです。ただ、全国サーバというものがあまして、そちらの方には全国民の本人確認情報が記録されておまして、住基法の中の別表の事務の中には、全国の本人確認情報を全国サーバに対して照会できる事務もあります。必ずしも各県単位で完結しているということではなくて、ネットワークとしては全国ネットワークということです。

【松野委員】

やろうと思えば、他県の情報を見ることもできると。

【市町課長】

住基法の中でそういう事務を規定されればできる、ということです。

【松野委員】

ただ、そこは国も慎重になっているということですね。その辺の制約がはずれてしまえば、かなり使いやすくなるが、ただ、全国一律でやっていいかということなので、難しいところがあるということですね。

【市町課長】

全国各都道府県が同じ事務について条例で規定してしまえば、法で規定したのと同じ状態になります。そうなれば、全国使えるということです。ただ、今の状況は、各県が条例制定を検討する中でそういった利便性も含めて考えるということになっております。

【松野委員】

条例化という条件が厳しくて、なかなか使いやすいものにはなりにくいという状況にあるんですね。

【市町課長】

条例化する団体が広がっていけば使いやすくなるということです。

【木村委員】

ただ、利便性とセキュリティは裏表の関係にあるものなので。

【会長】

そうですね。

事務は全国共通ですよ。山口県だけが独自ののではなくて。

これもいいことですので、委員さんの意見を踏まえて、また次回の審議会にも出してもらってやりましょう。

【三島委員】

私自身のささやかな経験なんですけれど、今、行政事務が所与のものみたいになっているけれど、本当にその事務が必要なのかと感ずることもあってね。私、父が亡くなったときに手続きでうんざりしたんですよ。

役所の窓口で、違う窓口へ行って証明を取ってこいといわれるんですよ。これは、役所の内側でやればいいんですよ。私の住所に関する証明といっても、その情報は、役所の中にあるんですよ。証明を処理している窓口が違うだけで、なぜそれをしなくちゃいけないんだって、本当にいらだったことがあってね。

【木村委員】

それは住民票だと思いますが、下関市にはまずないと思います。特に今はどんどん外していっております。残っているとすれば、それはまずいという話をしております。

【三島委員】

役所の事務そのものがどうかという例としてね。ちょっと今日のテーマとは違うんだけど。

【木村委員】

それが最初の基本なんですよ。以前の所属課でも提出させていたんですが、なぜこれ提出させているの、と言って、要綱を変えてやめさせました。自分のところのデータで確認できれば十分じゃないか、わざわざ取りに行かせて200円払って、というのは違うでしょと。

【市町課長】

県の条例化の際にも、本当に本人確認情報が必要かどうかというところを最初によく検討して、どうしても必要というものを条例にしているということです。

国の法律に住民票が必要と書いてあるため、それが変わらない限りどうしても必要であるとか、そういう話もまだあります。

【会長】

急ぐ話でもありませんから、市町の意見もお聞きして時間を掛けて検討しましょう。最後に、その他の事項に行きましょうか、どうぞ。

<その他：コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付について>

<その他：日本年金機構の発足に伴う住基ネットの利用等について>

・事務局から資料に沿って説明

【会長】

ありがとうございました。御質問あればどうぞ。

【杉山委員】

住民票のコンビニ交付についてなんですけど、住民票をチェックするために専用のスキャナがいるんですよ。山口県にはどれだけそれがあるのか分かりませんが、多分提出先でコンビニ交付のものはスキャナでチェックするということですよね。法務局からの通達文書では、専用のスキャナはまだ山口県にはないので留意してくださいという内容が書かれていたんですね。

万が一東京のコンビニで取られたものがこちらに回ってくると、ちょっと微妙な取扱いなのかなと。ただ交付するのではなくて、受け付ける側も、両方がうまくいくように

設計がなされていないなという感じです。

見た感じは普通紙っぽいですが、偽造防止が組み込まれていてコピーしたものは分かるようになってるんですよ。それをチェックする側の端末というか、それが無いので留意、というのが法務局から文書が回ってきたんです。

【会長】

偽造防止対策というのは、どうなっているんです。

【事務局】

偽造防止対策というのは、スキャナで読み込んで、問い合わせサイトに照合して確認するという方法や、複写という牽制文字を入れるといった対策等がとられております。

コンビニ交付の住民票の写しはチェックのために問い合わせサイトに照合できる、という文書を県から出したところですよ。

【杉山委員】

スキャナは特別な機械でなくていいんですか。

【木村委員】

普通のもので大丈夫です。コピー機でスキャナとして使えるものなら、住民票の写しを読み取ってネットで送って、画面に表示されたものと実物を照合できるんですよ。

ソフトも特別なものは必要なく、家庭用のスキャナとパソコンがあれば、OKです。

【杉山委員】

これ、法務局から回ってきていた文書なんで、ちょっと留意してくださいという意図がよく分からなくて、迷ったんです。

この文書でも、コンビニ交付の住民票を受け付けるなどかいうわけでもないんですよ。ただ、やり方が書いてあるわけでもなくて。

【木村委員】

その問い合わせサイトに送ったら、画面に内容が出てくるんですよ。その画面と、自分の手元にある住民票と書いてあるのが全く一緒であれば、改ざんされていないということなんですよ。

偽造じゃないかという疑いをもたればそうしてみれば大丈夫だよということです。

表は普通の住民票なんですけど、裏はぐちゃぐちゃでよく分からない。そこをスキャナで読み取って、問い合わせサイトに送ってやると、画面には普通に住民票の形で画面に出てきますので、実物の表側と同じであれば偽造ではない。

【事務局】

県が送った文書というのは、山口県内ではコンビニ交付をやっているところはないけれど、他県ではやっているところがあるので、これは問い合わせサイトに照会すれば真

賈が分かるから普通紙だから受け付けないということがないように、という趣旨のものです。

【杉山委員】

法務局からの文書ではそういう表現はなかったですね。

【事務局】

総務省からの文書で、県の各機関が取扱いに手間取らないようにという趣旨のものだったのですが、ご指摘のように法務省からの文書には違う部分があったのか、ちょっと確認してみないと分かりません。

【杉山委員】

今、木村委員からご説明いただいてああそうなのかと。特別の機械がなければできないのかなと読んだ時には思ったんですね。おっしゃられたようなやり方ができるのであれば、特別な機械もいらないのかなと。

ただ、どこに責任の所在をもっていくんですかね。どなたがチェックしたとか残ればいいんだけど残らないのであれば、責任の所在がどうなるのかということを考えているのかなと。

多分、提出されたものを自分がチェックしたから良かったですというだけの話になったりするのかな。

【事務局】

木村委員さんがご説明されたとおり、照合するシステムがありますので、杉山委員さんが言われるような受付側が全責任を持つという必要はない、ということで理解しております。

【杉山委員】

いつも思うんだけど住基ネットと住基カードと2つある。住基カードの利用促進についていえば、下関市さんみたいにすごいやられているところ以外、山口県だめなんだろうと思うんですが、国が引っ張っていってくれば、それによって住基カードのほうがなにかしら転がっていくのかなという感じはしますけどね。

また、それと住基ネットというものは別なんだろうから、なかなか難しいかなと。

【事務局】

補足をさせていただきますが、コンビニで交付される住民票ですが、裏面に先ほどいわれたスクランブル画像があって、これについては、スキャナで読み込んで問い合わせサイトに送れば、画面上照合することができるということです。

多分、法務局が言われていたものは、スクランブル画像と別の偽造防止画像ではないかと思われます。それを読み取るための特殊判別装置があって、利用頻度の高い公共機関などには、コンビニ交付が広がれば置いていくということではなかろうかと考えられ

ます。それがまだ置いてないですよ、というような意味合いではないかということです。

【杉山委員】

問い合わせサイトにアクセスしても、問題はないということですよ。

【木村委員】

はい。だからそのアクセスをすることによって、どこかに情報が漏れてしまうこともないようにしていると聞いております。総務省もとにかく前に進めていきたいということで、スクランブル画像のことや、民間企業向け・官公庁向けとかの分かりやすいパンフレットも総務省のホームページに全て載っております。

【会長】

セブンイレブン以外はやってないんですかね。

【木村委員】

そうですね。この前、うちの職員がLASDECに行って聞いたのは、コンビニだけではなく、大手スーパーとか、そういうところも参画しようということで、コンビニもセブンイレブン以外のところも参画しようという思いでいらっしゃるみたいですね。

【会長】

分かりました。何か他にありますか。

なければ、今日の議事は全部終わりましたので、議事に関わらず何かございますか。では、本日はこれまでということで。

【事務局】

ありがとうございました。それでは終わりに当たりまして、木村市町課長より御挨拶申し上げます。

【市町課長】

本日は長時間ありがとうございました。また、貴重な御意見を頂きましてありがとうございました。

本日は特に市町でのセキュリティの取組関係、もう一つ今日の大きなテーマでありました、市町での利用拡大の推進について、これはコスト面、あるいはセキュリティ面、そういうものが問題だろうということで、引き続き市町の意見をしっかり聞いて対応ということであったと思います。

そういったことも含めて、やはり住基ネットに対する県民の皆様の信頼というのが大事でございますし、それが高まりますよう引き続き努めて参りたいと思っております。

この市町に係る利用の推進につきましても、引き続き検討させていただきたい、と考えております。

今日は色々な御意見を頂きまして本当にありがとうございました。